

「教育プラン」(しんきん保証基金保証付)

一関信用金庫
令和5年4月1日現在

1. 商 品 名	「教育プラン」(しんきん保証基金保証付)
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満18歳以上の方で安定継続した収入があること ・ 当金庫の会員または当金庫の会員となれる方 (当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、または当金庫の営業地域内にある事業所に勤務する方) ・ しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・ 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方
3. お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 ※①および②は、申込時点で支払日から3か月以内のものに限り支払済資金も可 ① 就学する学校等への納付金(最長1年分) ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む ② 就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内) ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等 ③ 申込人が①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換資金(基金保証付教育カードローンは除く)および借換に伴う繰上完済にかかる手数料 ※ 基金保証付教育プラン等を借り替える場合、一括払い保証料は未経過分の保証料が戻ります
4. ご融資限度額	・ 1,000万円以内(1万円以上1万円単位)
5. ご利用期間	・ 3か月以上16年以内
6. ご融資利率	・ 当金庫所定の利率によります(金利については窓口でお問い合わせください) (なお、金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります)
7. ご返済方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等または元利均等割賦返済(ご融資金額の50%以内につき6か月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可能です) ・ 卒業予定月までの元金返済の据置もご利用いただけます ・ 当金庫ホームページ「ローンシミュレーション」で返済額の概算について試算いただけます
8. 担保・保証人	・ しんきん保証基金が保証いたしますので必要ありません
9. 保証料	・ 保証会社へ支払う保証料は、ご融資利息に含まれています
10. 手数料等	・ 一部または全部繰上償還の場合、別途手数料3,300円(税込)がかかります、約定返済額を変更する等の条件変更の場合は別途手数料5,500円(税込)がかかります、詳しくは窓口でお問い合わせ下さい

「教育プラン」(しんきん保証基金保証付)

一関信用金庫
令和5年4月1日現在

<p>1 1. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署（9時～17時、電話：0191-23-6111）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
<p>1 2. そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学先への振込みまたは領収書・通帳等（写）が必要となります ・ お申込に際しては事前の審査をさせていただきます、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください、また現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください